

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	I. 施工管理		☐ ①約款第20条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。
評価			
a: 施工管理が優れている。 b: 施工管理が良好である。 c: 施工管理が適切である。 d: 施工管理がやや不適切である。 e: 施工管理が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満.... b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が60%以上80%未満.... c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%未満..... d			
	評価＝	d	11項 0項目 0.00%

考査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	I.出来形	☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩その他 理由:	
		(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 出来形が不適切であったため、建設工事請負基準約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。	
評価			
a:出来形が特に優れている。 a':出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満..... b		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝	d	8項 0項目 0.00%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫その他 理由:
	建築工事		
	工事比率		
	100.0%		
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、建設工事請負基準約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満..... b		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
評価＝ d		7項	0項目 .%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	工事比率		☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
	0.0%		☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐	☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		☐	☐ ⑫その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。
			☐ 品質が不適切であったため、建設工事請負基準約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上..... a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満..... a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満..... b		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満..... b'			
該当項目が50%以上60%未満..... c			
該当項目が50%未満..... d			
	評価＝		項目 .%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	暖冷房衛生設備工事		☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
	機械設備工事		☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率		☐ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
	0.0%		☐ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		☐	☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		☐	☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		☐	☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		☐	☐ ⑫その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			☐ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。
			☐ 品質が不適切であったため、建設工事請負基準約款第33条に基づく修補指示を検査員が行った。
評価			
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上…… a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… a'		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が70%以上80%未満…… b		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
該当項目が60%以上70%未満…… b'			
該当項目が50%以上60%未満…… c			
該当項目が50%未満…… d			
	評価＝		項目 .%

※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。(エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。)

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

品質の評価計＝	d	項目	0.00%
---------	---	----	-------

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事	☐	☐ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
	工事比率	☐	☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	100.0%	☐	☐ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		☐	☐ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		☐	☐ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		☐	☐ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		☐	☐ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		☐	☐ ⑧その他
			理由:
			(減点)該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%) = (評価数 / 対象評価項目数) × 100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	c	1項 0項目 評価対象項目が2項目以下

※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び 出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 電気設備工事	☐	①きめ細やかな施工がなされている。
		☐	②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		☐	③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	☐	④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.0%	☐	⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		☐	⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。 b:全体的な完成度が良好である。 c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝		項目 %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

審査項目	細 別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備 工事 機械設備工事	☐	☐ ①きめ細やかな施工がなされている。 ☐ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ☐ ④環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑥その他 理由:
		☐	
	工事比率	☐	
	0.0%	☐	
		☐	
			(減点)該当すればd評価とする。
			☐ 出来ばえが劣っている。
評価			
a: 全体的な完成度が優れている。 b: 全体的な完成度が良好である。 c: 全体的な完成度が適切である。 d: 全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上…… a		① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。	
該当項目が80%以上90%未満…… b		② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	
該当項目が80%未満…… c		③ 評価値(%)＝(評価数／対象評価項目数)×100	
		④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。	
	評価＝	項目	.%

※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。(エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。)

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評価に影響を与えないと判断できる工種についてはこの限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な付帯する工種)

出来ばえの評価計＝	c	項目	評価対象項目が2項目以下
-----------	---	----	--------------